西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
DX Law ニューズレター

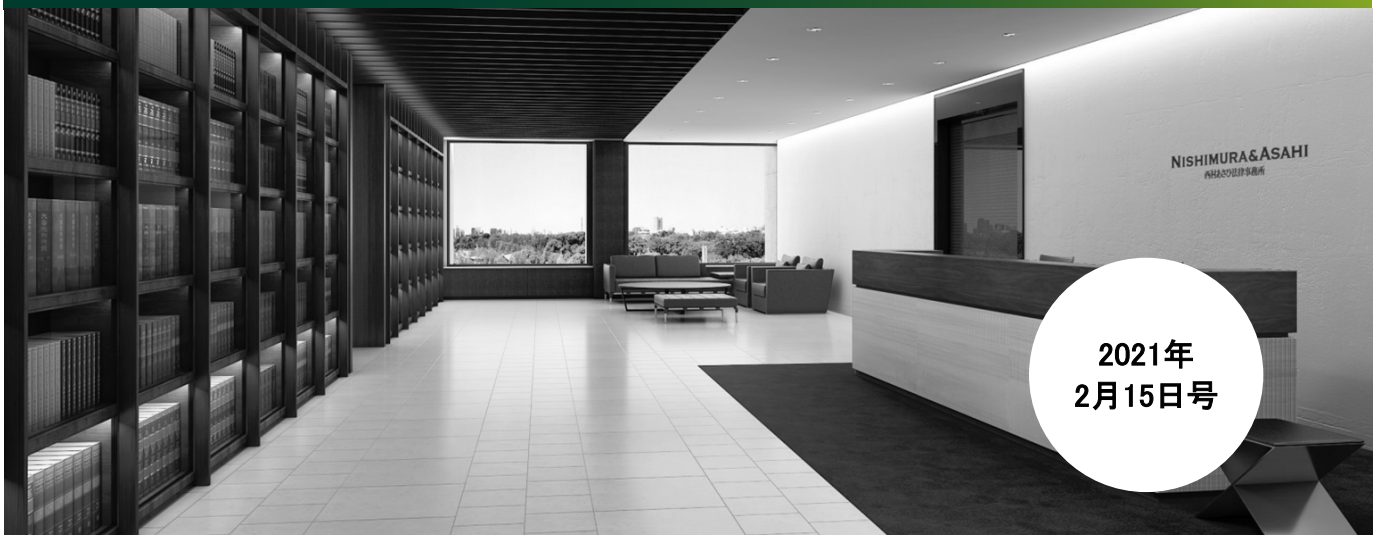

電子署名導入に関する論点と留意点

執筆者:福岡 真之介

1. はじめに

新型コロナウイルスの影響により、リモートワークが要請される中で、ハンコを押すためだけに出社しなければならない不合理さが大きく取り上げられ、ハンコが日本における因習や不合理性の象徴として批判の対象となったことは記憶に新しい。

また、DX の推進が唱えられる中で、契約書の電子化は、DX を体現するものとして追い風を受けている。

そのような中で、内閣府、規制改革推進会議と経済 4 団体は、2020 年 7 月 8 日に「『書面、押印、対面』を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」を公表し[1]、「書面、押印、対面」の商慣行・社内手続の見直しや、電子署名等の電子認証の活用の促進等に取り組むとし、実際にも、行政では大部分の押印手続が廃止されることになった。

企業においても、長引くコロナの下でのリモートワークの必要性の高まりや業務効率性の観点から、文書を電子化し、印鑑を電子署名に置き換える動きが強まり、それに伴って電子署名に対する関心や需要が高まっている。

電子署名については様々なサービスが提供されているが、現在、主流となっているのは、契約書等にサービス提供事業者による(電子証明書付の)電子署名がされる電子署名サービスである。このようなサービス提供事業者による電子署名がされる電子署名サービスについては、「電子サイン」「立会人型」「事業者署名型」「クラウド型」等様々な名称が使われている(以下、便宜的に**「事業者署名型」電子署名**と呼ぶ)[2]。

従来、電子署名による契約締結の大きな課題となっていたのは、契約の両当事者が電子証明書付の電子署名をする場合には、各当事者が電子署名ベンダーと契約する必要が生じるため、手間とコストがかかり使い勝手が悪いという点にあった。そこ

1 なお、規制改革推進会議議長から 2020 年 7 月 2 日付で「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」との表題で同様の内容の文書が公表されている。

2 「立会人型」「事業者署名型」は署名者に着目した呼称であるのに対し、「クラウド型」は利用する IT システムに着目した呼称であり、着目点が大きく異なる。

で、電子契約サービス提供事業者が、契約書に事業者の電子証明書付の電子署名をすることによって、改ざん防止と存在証明(ある時点においてその電磁的記録が存在していたこと)という電子署名の有する機能を提供しつつ、使い勝手の悪さを解決した結果、このような形態の電子署名サービスは利用者を急速に拡大していった。

もっとも、このようなサービス提供事業者による電子署名がされる電子署名サービスについては、当初、契約当事者自身が電子署名をしていないと整理されていたことから、伝統的な考え方からは、当事者による電子署名がされたものではなく、電子署名法の規定が適用されないと考えられていた。

もっとも、このような伝統的な考え方に対して異論もあり、「事業者署名型」電子署名について電子署名法[3]の各条項が適用されるかについては、後述するように2020年に各省庁から五月雨式に見解が示され、最終的には一定の要件を満たす場合には電子署名法の適用があるとの見解が確立した。本稿では、事業者署名型における電子署名法の解釈について解説する[4]。

2. 電子署名法の解釈に関する近時の動き

電子署名法自体は、2000年5月31日に公布された20年もの昔にできた法律である。

前述のとおり、電子署名に対する問題意識の高まりを受けて、近時、関係省庁等が立て続けに押印や電子署名法に関する見解を示している。そのようなものとして以下がある。

① 第10回成長戦略ワーキング・グループ資料1-2「論点に対する回答」(法務省、総務省、経済産業省提出資料)(2020年5月12日)(以下「**3省論点回答**」という)
② 第10回成長戦略ワーキング・グループ資料2-1「論点に対する回答」(2020年5月12日)(法務省提出資料)
③ 内閣府＝法務省＝経済産業省「押印についてのQ&A」(2020年6月19日)(以下「**押印Q&A**」という)
④ 規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」(2020年7月2日)16頁以降
⑤ 総務省＝法務省＝経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(2020年7月17日)(以下「**2条1項Q&A**」という)
⑥ 総務省＝法務省＝経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法第3条関係)」(2020年9月4日)(以下「**3条Q&A**」という)
⑦ 第3回デジタルガバメント ワーキング・グループ資料 3-2-1「論点に対する回答」(総務省、法務省、経済産業省提出資料)(2020年11月17日)(以下「**3条Q&A論点回答**」という)

3. 電子署名法3条の推定効の適用範囲

(1) 事業者署名型による電子契約サービスを巡る議論

事業者署名型による電子契約のサービスを、3条Q&Aでは、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」と表現している[5][6]。

この「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス」は、サービス提供事

---

3 正式名称は「電子署名及び認証業務に関する法律」

4 本稿は、福岡真之介「電子署名法3条の推定効についての一考察」NBL1179号34頁を、その後の省庁回答等を受けて改稿したものである。

5 なお、3条Q&Aでは、このサービスには、「例えば、電子契約において電子署名を行う際にサービス提供事業者が自動的・機械的に利用者名義の一時的な電子証明書を発行し、それに紐づく署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスを含むものとする。」としている。

6 2条1項Q&Aでは「サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス」と表現されており、「暗号化等を行う」という部分がない(なお本文中には「署名鍵による暗号化等」という表現がある。)。

業者自身の署名鍵により暗号化等が行なわれていても、一定の要件を満たす場合には、利用者による電子署名がされたと評価できるという整理がされることになった。たとえるなら、サービス事業者が当事者の道具として電子署名をしている場合には、当事者が電子署名をしていると取り扱うという道具理論(刑法でいうと間接正犯理論)を採用したといえる。この整理により、このような電子署名について、利用者を本人とした電子署名法 2 条 1 項や 3 条の適用の途が開かれることになった[7]。

図 1

(ⅰ)従来の考え方

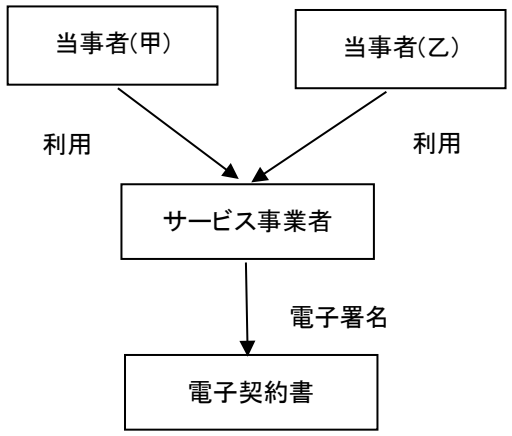

(ⅱ)3 条 Q&A の考え方

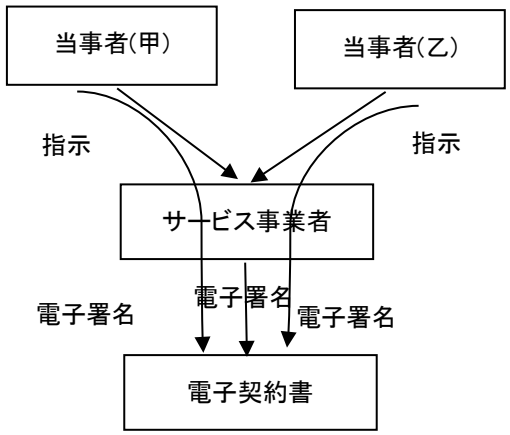

(2) 電子署名法 2 条 1 項(電子署名該当性)

電子署名法 2 条 1 項は、デジタル情報(電磁的記録に記録することができる情報)について行われる措置であって、①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること、及び②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることのいずれにも該当するものを電子署名としている。

「事業者署名型」電子署名については、直接的には、サービス提供事業者が電子署名をしていることから、要件①の「当該措置を行った者」が、利用者なのか、サービス提供事業者なのかが問題となった。この点について、2 条 1 項 Q&A は、引用すると少々長くなるが以下のとおり述べている。

> 電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号の『当該措置を行った者』に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的には A が当該措置を行った場合であっても、B の意思のみに基づき、A の意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、『当該措置を行った者』は B であると評価することができるものと考えられる。
>
> このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、『当該措置を行った者』はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
>
> そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を 1

[7] なお、3 条 Q&A で、署名鍵により暗号化を行うことは電子署名することと同義であるにもかかわらず、「サービス提供事業者自身が電子署名を行なう」と表現せずに、「サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う」と表現しているのは、利用者の電子署名とサービス提供事業者の電子署名を混同しないように、サービス提供事業者による電子署名を「署名鍵により暗号化等」と言い換えているからであると考えられる。

つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として 1 つの措置と捉え直すことにより、『当該措置を行った者(＝当該利用者)の作成に係るものであることを示すためのものであること』という要件(電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号)を満たすことになるものと考えられる。(下線部は著者による。以下同じ。)

つまり、2 条 1 項 Q&A は、サービス提供事業者が、利用者の道具として電子署名する場合には、全体として考察すると、利用者の電子署名がされたと評価できるとの見解を明らかにした。

ある者が第三者を道具として利用した場合に、その者に法的効果が帰属することは、例えば民法における使者の概念のように一般的に認められているものであり、上記の見解もこのような従来の考えの延長線上にあるといえる。

(3) 電子署名法 3 条(推定効の適用の有無)

電子署名法 3 条は、電子文書について、本人だけが行うことができる電子署名がされているときには、その電子文書は「真正に成立したものと推定する」とされている。これがいわゆる電子署名法 3 条の推定効である(以下、この推定効を「**3 条推定効**」という)。

この 3 条推定効について、署名・押印に関しては、民事訴訟法 228 条 4 項に文書の成立の真正の推定規定がある。電子署名法 3 条は、民事訴訟法の特則として[8]、電子署名について同様の推定効を規定したものである。

電子署名法 3 条が適用されるためには、①同法 2 条 1 項で定義される「電子署名」であること、②本人による電子署名であること、③「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る」ことが要件とされている。

まず、①の電子署名の要件については、電子署名法 2 条 1 項に定められている。電子署名法には、認証された電子署名、特定認証された電子署名、認定認証された電子署名等の様々な概念があるため誤解されることが多いが、電子署名法上の電子署名の該当性の要件は極めて緩いものである[9]。

この点、立法担当者は、「署名目的で何らかの形で暗号化されているものについては、すべて含まれる」と述べている[10]。例えば、電子署名法 2 条 1 項の電子署名の要件を満たすために、電子証明書の発行は必要ではない。他方で、世間一般に電子署名と呼ばれているものの中には、電子署名法 2 条 1 項の電子署名でないものもあり、そのようなものは①の要件は満たさない。以下では、電子署名法 2 条 1 項の要件を満たす電子署名を便宜上「**2 条電子署名**」と呼ぶことにする。

次に、②の「本人による電子署名」について、「本人」とは何を意味するのかが問題となるが、「本人」とは、電磁的記録に記載された思想を表現した者を意味すると解されている[11]。例えば、契約書であれば、契約書は契約当事者の合意内容を表現したものであるから、契約当事者が本人となる。議事録であれば、議事録は議事録作成者の見聞結果を表現したものであるから、議事録作成者が本人となるのが通常であろう。つまり、基本的には電子文書の作成名義人＝本人と解してよいと考えられる[12]。

さらに、③の「これ(その電子署名)を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」との限定がされている。

3 省論点回答では、「これを行うために必要な符号及び物件」とは、公開鍵暗号方式を利用した電子署名では、署名鍵及び署名

---

8 第 147 回国会参議院交通・情報通信委員会第 19 号 2000 年 5 月 23 日議事録 15 頁[山本有二発言]もっとも、電磁的記録が文書に該当するかについては争いがあり、文書ではないと考えれば、本条は電磁的記録に対する電子署名について新たな規定を設けたものと考えることになろう。

9 高林淳他編「電子契約導入ハンドブック 国内契約編」(商事法務、2020 年)96 頁[福岡真之介＝齊藤友紀＝大坪くるみ]

10 酒井秀夫「電子署名及び認証業務に関する法律について」(ジュリスト 1183 号、2000 年 8 月)38 頁

11 第 147 回国会参議院交通・情報通信委員会第 19 号 2000 年 5 月 23 日議事録 21 頁[天野定功発言]参照

12 なお、稀なケースではあるが、本来の目的(契約の成立・内容、記録の対象なった事項)と異なる事実を立証するために利用する場合(例えば、契約書や議事録が偽造されたことを立証する場合)には、必ずしも文書の作成名義人が文書を作成した本人となるわけではない。

鍵が格納された物理的な媒体を指すものとされている。また、これらを適正に管理することにより「本人だけが行うことができることとなるもの」とは、①署名鍵については、十分な強度の暗号が用いられていること(例えば、他人が公開鍵から秘密鍵を割り出して暗号化することができないアルゴリズムと鍵長が用いられていること)を、②署名鍵が格納された物理的な媒体については、本人以外に使用不可能な方法で管理され得るものであることをそれぞれ指すとしている。

(4) 事業者署名型と電子署名 3 条の推定効

電子署名法 2 条 1 項の解釈に上記のような「道具理論」が認められるのであれば、事業者署名型について 3 条推定効が認められる可能性が生じることは、ある意味、当然の帰結といえる。この点について、3 条 Q&A は以下のように述べている。

> [利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービス]が電子署名法第 3 条に規定する電子署名に該当するには、更に、当該サービスが本人でなければ行うことができないものでなければならないこととされている。そして、この要件を満たすためには、問 1 のとおり、同条に規定する電子署名の要件が加重されている趣旨に照らし、当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること(固有性の要件)が必要であると考えられる。

このように、3 条 Q&A は、電子署名法 3 条において、「これ(その電子署名)を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」と 2 条よりも要件が加重されている趣旨に照らして、「暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められること」(「固有性の要件」)が必要であるとしている。

この「固有性の要件」について、3 条 Q&A は以下のように説明する。

> 電子署名法第 3 条に規定する電子署名について同法第 2 条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第 3 条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり(以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。)、そのためには、当該電子署名について相応の技術的水準が要求されることになるものと考えられる。したがって、電子署名のうち、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用されることとなる。

この「固有性の要件」について、立法担当者は、3 条の「必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができること」の要件は、署名・押印が一般的機能として有する「署名または押印が本人により行われたのかどうかを確認できる機能」を言い換えたものであり、デジタル署名の場合には、暗号の強度(アルゴリズム、鍵長)が十分を有し、他人が容易に同一の鍵を作成できないものであれば署名や実印と同様に固有性を満たしていると考えており、本人が秘密鍵を実際に厳重に保管していたこと、他人に盗用されていないこと、他人と共用していなかったこと等は要件ではないとしていた[13]。

上記の 3 条 Q&A の固有性の要件の定義においても、他人が容易に同一の鍵を作成できないことが挙げられる一方で、本人が秘密鍵を実際に厳重に保管していたこと等は挙げられておらず、上記の立法当時の見解から変更はされていないように見受けられる。

この点、3 条 Q&A は、固有性の要件の具体例として以下を挙げている。

- より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提

[13] 渡部友一郎「電子署名法の再興」(Business Law Journal 152 号、2020 年 10 月)38 頁以下

供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。

- ①及び②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たしているかについては、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられるが、例えば、①のプロセスについては、利用者が 2 要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。2 要素による認証の例としては、利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへの SMS 送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するものなどが挙げられる。
- ②のプロセスについては、サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み(例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること)等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合には、固有性の要件を満たすものと考えられる。

以上は、文章から明らかなとおりあくまでも例示であり、上記に該当しないからといって必ずしも固有性の要件が認められないものでないと考えられる。

なお、上記の具体例においては、SMS 送信等による 2 要素認証が挙げられており、利用者の真偽の確認(本人確認)を要求しているとも取れる記載がある。この点、3 条 Q&A 論点回答においても、2 要素認証は例示とされており、他の措置によって固有性は満たされるとされている。

また、固有性の要件において、利用者の身元確認[14]が必要かが問題となる。

3 条 Q&A の問 4 では、「実際の裁判において電子署名法第 3 条の推定効が認められるためには…電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される(いわゆる利用者の身元確認がなされる)ことが重要な要素になると考えられる」との記載があった。そのため、身元確認が必要であると解される可能性もあった。

この点について、その後、3 条 Q&A 論点回答が公表され、以下のとおり身元確認は必要ではないとの見解が示されている。

> 第 3 条 Q&A では、第 3 条に規定する電子署名に該当する要件として、電子署名サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性の確認(いわゆる利用者の身元確認)は求めていない。しかしながら、実際の裁判において電子署名法第 3 条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われたことが必要であり、これを担保する手段の 1 つとして身元確認がされているものと考えられる。利用者間でどの程度の身元確認を行うかはサービスを利用して締結する契約の重要性の程度等を考慮して決められるべきものと考えられる。

もっとも、実際の裁判において身元確認をしていることは推定効が認められるためには有利な要素として働くことが示唆されている。

(5) 電子署名法 3 条の推定効の意義

電子署名法 3 条の推定効については上記のような議論があったが、推定効があることが、民事訴訟実務においてどのように機能を果たしているかを考慮する必要がある。

---

[14] 経済産業省他「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」(2020 年 3 月 31 日)は、身元確認と当人認証をあわせて本人確認と定義し、本人確認の手法にも様々な手法とレベルがあることを述べている。

通説は、電子署名法 3 条の推定について、相手方は反証によって覆すことができるとし、この推定は証明責任を転換する法律上の推定ではなく、証拠評価にかかる法則を法律上規定した法定証拠法則であると解している[15]。

すなわち、3 条推定効は、相手方による反証が許される法定証拠法則であるとされ、推定効があるからというだけで相手方の反証を封じることはできず、相手方からの反証がされた場合、実際には、立証者側も様々な証拠を提出して文書の成立の真正を立証せざるを得なくなる。

また、文書の成立の真正の証明については、3 条推定効によらずとも、挙証者が直接証明することもできる。判例も、文書の成立の真正は、押印や署名がなくても、他の方法によって証明することは可能であるとしている。

この点、押印 Q&A は、他の方法による証明について、①継続的な取引関係がある場合には、取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存、②新規に取引関係に入る場合には、契約締結前段階での本人確認情報の記録・保存本人確認情報の入手過程の記録・保存文書や契約の成立過程(メールや SNS 上のやり取り)の保存、③電子署名や電子認証サービスの活用を挙げている[16]。

つまり、電子署名法 3 条の推定効については、①立証責任の転換を定めた法律上の推定の規定ではなく、相手方からの反証が許される法定証拠法則に過ぎないこと、②文書の成立の真正を直接立証することも可能であること、③推定効が認められても、文書の記載事項・内容が真実であることまでが保証されるものではないことが指摘できる。3 条推定効が一定の意義を有することは否定できないものの、その機能を過大評価しないことが必要であろう。

4. 最後に

3 条 Q&A により、事業者が電子文書に電子署名するタイプの電子署名について、一定の要件を満たす場合に、3 条推定効が働くことが明らかになった。本稿では、事業者署名型に関する電子署名法の解釈について主に論じたが、電子契約を会社に導入する場合には、ガバナンス(権限乱用・偽造の防止)、社内規定・利用ルールの作成、相手方への説明、社内教育等様々な実務的な問題に直面することになり、これを乗り越えていく必要がある。制度設計を誤ると役職員による契約書の偽造等の不祥事を招くリスクが高まるため、事前の緻密な制度設計による予防策が重要である。

また、今後、電子署名の利用が拡大すれば、偽造・なりすましの事案が出てくることが容易に想定される。そのような事案が出てきた場合、裁判においてどのように判断されるか、また、企業としてはどのように戦うかについては十分な検討が必要であろう。

電子署名は、電子認証における一領域に過ぎない。データ社会においては電子署名に限らず、電子認証に関する制度が整備されることが極めて重要である。実際にも、ハッキングによるなりすましにより電子認証を突破され、電子マネーの残高や銀行預金を引き出される等の不正行為が行われたことが社会問題となり、サービスが停止になったことも記憶に新しい。この事例は日本企業の電子認証に対する認識の甘さを露呈したようにも見受けられる。電子認証はデータ社会を支えるインフラであり、今後のデータ社会において、企業は電子署名のみならず、電子認証全般について十分な対策を取ることが求められよう。

以上

ふくおか　しん の すけ
福岡　真之介　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
s.fukuoka@nishimura.com

弁護士(1998 年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007 年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、株式会社 MT.GOX の民事再生申立代理人等を務める。

15　秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅳ」(日本評論社、2010 年)551 頁

16　内閣府・法務省・経済産業省「押印についての Q&A」(2020 年 6 月 19 日)問 6